

市役所での申告相談は事前の予約が必要です

予約せずに当日会場に来られても、申告相談を受けることができませんのでご注意ください。

次の申告は、市役所で受付できません。御坊税務署での申告か、ご自宅からのe-tax申告をご利用ください。

- 営業等、農業、不動産、業務所得の収支内訳書がある方の所得税確定・還付申告
- 青色申告
- 消費税申告
- 分離課税所得（退職所得、土地・建物・株式の譲渡、配当、先物取引など）の申告
- 住宅関連、寄附金（ふるさと納税など）関係の控除申告
- 雑損控除の申告
- 総合課税の配当所得の申告
- 60歳未満（昭和40年1月2日生まれ以降）の方の所得税確定・還付申告

予約受付は電話またはWebのみです。

窓口での予約受付は行いません。

◆予約開始日時 2月7日(金) 8時30分～

◆予約方法 ①電話 0738-23-5504 8時30分～17時15分（平日のみ）

②Web ・パソコンからの予約 <https://logoform.jp/form/eUsp/758855>

・スマホからの予約

※予約のキャンセル・変更は電話のみ可能です。

◆申告相談場所 市役所 2階 税務課窓口

◆申告日時 2月17日(月)～3月14日(金)（土・日・祝日は除く）

2月

日	月	火	水	木	金	土
16	17	18	19	20	21	22
—	◎	◎	◎	◎	◎	—
23	24	25	26	27	28	
—	—	◎	◎	◎	◎	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						—
2	3	4	5	6	7	8
—	◎	◎	◎	◎	◎	—
9	10	11	12	13	14	15
—	◎	◎	◎	◎	◎	—

時間帯は下記から選んでください。

午前の部 ① 9:00 ② 9:30 ③ 10:00 ④ 10:30 ⑤ 11:00 ⑥ 11:30

午後の部 ① 13:30 ② 14:00 ③ 14:30 ④ 15:00 ⑤ 15:30

円滑な会場運営のためのお願い ～予約時間には遅れないようにお越しください～

収支内訳書（営業・農業・不動産所得等のある方）、医療費控除明細書は、ご自身で作成してご持参ください。作成されていないと申告の受付ができません（会場での代行作成は行いません）。収支内訳書、医療費控除明細書の用紙が必要な方は郵送しますので、市役所税務課までご連絡ください。

※申告相談と通常の窓口業務を並行して行いますので、窓口の混雑状況によっては、お待ちいただく場合があります。

御坊税務署からのお知らせ ～御坊税務署の確定申告会場について～

◆開設期間 2月17日(月)～3月17日(月) 9時～16時（閉庁日を除く）

※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、LINEで事前発行するほか、会場で当日配布しますが、なくなり次第終了です。LINEの友だち登録は右の二次元コードから行ってください。

◆問い合わせ 御坊税務署 ☎0738-22-0695

